

## 令和4年5月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和4年5月10日 火曜日 午後3時02分から午後4時07分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (29人)

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志	
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子	
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋	
	4番	山下 一郎	12番	奥田 国雄	
	5番	尾古 礼隆	13番	日野 浩一	
	6番	藤本 康央	14番	江原 宏昭	
	7番	小谷 恵			

推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実	
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸	
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔	
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章	
	7番	荒松 将志	15番	小原 進	
	8番	金本 常由			

4 欠席委員 (1名) (農委11番 岡田 浩司)

5 議事録署名委員の決定 (3番 高虫 秀樹、4番 山下 一郎)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

議案第6号 大山町農業委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定について

議案第7号 大山町農業委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則の規定について

7 報告事項

- (1) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について
- (2) 賃貸借の解約について
- (3) その他

8 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長	諸 遊 剛 史
主 幹	坂 田 真 寛
主 事	道 祖 貴 文
事務補助員	山根江利子

## 10 会議の概要

事務局 定刻になりましたので、只今から5月の大山町定例農業委員会のほうを始めさせていただきますと思います。議長のご挨拶をよろしく申し上げます。

議長 今日はどうもご苦労さんでございます。  
今日までが天気が良くて、あと3日間は雨というようなことでございますので、みんなが頑張っておるなという畑の状態もあります。水田もだんだんと忙しい最中に向かっての作業が進んでおるといいう中で、本当に忙しくなってきたなという感じを受けております。

いろいろと県のほうに行って、この前も活動記録の仕方が、それなりに小まめに書いて出せということなりが、非常にいろんな場面で、農業会議の会議に出てみますと、いろんな面で、政府の考え方と地元の考え方というものが非常にずれがあるということで、これから追々に説明をしながら、もうちょっとうちらちも大雑把な説明しかないんで、それを今後とも、勉強会、県を挙げてですね、回り順番で研修しながら勉強していくという形での対応の仕方がなされておるといいうようなことを聞いておりますので、またその方針なり何なりが非常に目まぐるしく変わっていくということに法律化するという形になってから、どう導入していくか協議しながら進めていくという形ですね。私も今、ここです、こうですよっていう説明ができない状態でございますので、今後とも一緒になって勉強していきたいなと思っております。

始めに当たっての、挨拶に代えさせていただきます。

議長 それでは、今日は欠席の方がですね、農業委員の11番委員さんが欠席でございます。1名欠席ですので、この会ができるということになりますので進めさせていただきます。

今回の議事録署名委員の方は、3番委員さん、4番委員さん、よろしく願いいたします。

議長 では、会務報告のほうを、事務局ご説明をお願いいたします。

事務局

### 【会務報告】

- (4月 8日) ・定例農業委員会について。
- (4月14日) ・市町村農業委員会新任職員等基盤研修会について。
- (4月15日) ・名和地区農業相談日について。
- (4月19日) ・西部地区農業委員会会長協議会総会並びに研修会について。
- (4月26日) ・農林水産省ガイドライン通知に係る成果目標設定、活動記録簿の作成に関する意見交換会について。
- (4月27日) ・農地利用最適化交付金に関する説明会について。
- (5月 6日) ・大山町農業再生協議会総会について。

議長 会務報告がございましたが、何かご質問があれば。  
農委2番委員 はい。  
議長 はい。農委2番委員。  
農委2番委員 この農地の相談は、何時からだったかいな。  
事務局 1時半。  
農委2番委員 1時半から。  
事務局 はい、3時です。  
農委2番委員 1時半から3時。  
議長 時間を守ってやってください。よろしくお願いします。  
他にありませんでしょうか。  
ないようですので、議案のほうに入らせていただきます。

---

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。私のほうから、説明をさせていただきます。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

今回、2件の申請が上がっております。まず番号15、〇〇、地目が田、面積819㎡。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。こちら贈与でございます。それから16番、〇〇2筆、畑、面積が合計で4,829㎡。譲渡人、それから譲受人は記載のとおりでございます。こちらは売買となっております。以上でございます。

議長 事務局からご説明ございました。

15番について、推委2番委員さんから、現地確認の報告をお願いいたします。

推委2番委員 本日、午前中にですね、15番の案件の現地確認に行ってみりました。場所はですね、〇〇地区なんですけども、9号線走っていきますと、◎◎◎◎◎◎◎◎◎という▽▽▽▽▽さんがあるすぐ南側の圃場でして、ここは2件の入会になっている農地であります。譲受人さんが、もう1件の方の圃場も一緒に作られるということで、既に田が植える準備がしてありまして、水が張ってあっていつでも代かきができる状態でありました。特に問題はないというふうに見て帰りましたので、審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 16番について、推委6番委員さん、現地確認をお願いいたします。

推委6番委員 6番です。同じく今朝ほど、現地確認に行ってみりました。

場所は、〇〇になっとりますけど、〇〇のところでないかなと思っております。現地のほうは、現在、芝が植えてあって芝畑になっており、きちっと管理がしてあります。ご審議のほうを、よろしくお願いいたします。

議長 現地確認のご説明ございました。15番、16番について、まとめてご質問があれば。

推委10番委員 すみません。

議長 はい。

推委10番委員 10番です。16番の件で売買価格のほうを。

議長 事務局のほうから説明がございますので。

事務局 失礼しました。16番の売買価格でございますが、1反当たり※万円の売買  
でございます。以上でございます。

推委10番委員 はい、ありがとうございます。

議長 他にございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

---

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、ご説明  
をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請  
について、農地法第5条の規定により審議を求めます。

番号10番、畑、2筆。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。転用  
の目的は宅地です。場所につきましては、次の3ページに位置図、4ページか  
ら9ページに見取り図を付けております。農地の区分は、土地改良事業が入っ  
ておりますので第1種農地、位置としては、集落に接続して住宅を設置される  
ということになっております。

また、農地法第5条第2項には該当しないため、許可の要件を満たしている  
と考えます。説明は以上です。

議長 事務局のほうから、ご説明ございました。

現地確認の推委6番委員さん、よろしくお願いいたします。

推委6番委員 同じく、午前中に現地確認に行ってまいりました。

管理はされて、畑作の作物が若干植えられてあります。現地に家を建てる  
ということですが、隣地には余り影響のないようなところですよ。ご審議のほう、  
よろしく申し上げます。

議長 ご説明ございました。これについて、ご質問のある方よろしく申し上げます。

農委7番委員 すみません。この土地なんですけど、進入路がないと思うんですけど、ど  
こから建築資材の大きい車とかが入るんでしょうか。

議長 事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。進入路ですけれども、隣接している〇〇△△△△-△ですね、道路際  
のほうが入り路になっております。

農委7番委員 そのお父さん家の土地を、パーっと横切って裏に行くってことですかね、  
敷地内を。

議長 もうちょっと事務局、きちんと説明してくださいよ。これでは許可されませ  
んよ。

農委 7 番委員 別に許可せんとは言っていないけど。聞いただけです。

議長 進入路がないのに、家が建ちませんで。

農委 7 番委員 いやいや、そこを横切るならそれでいいけど。他に進入路がないのにどうするんだらうって疑問に思って。

事務局 失礼しました。その自動車自体の進入路のほうは、先ほどお話しした、道路のほうからですけれども、資材については、その奥の畑のほうの道ですね。

農委 7 番委員 すっごい狭いと思うんですよ。軽トラがかりうじて通れるぐらいですけど。

事務局 はい。

農委 7 番委員 でっかい車は絶対通らない道なんですよ、そこ。

議長 現地確認の推委 6 番さん、そのときの大体状況で、入るような道はあったんかいな。その辺がちょっと確認できれば。

推委 6 番委員 入る道っていうか、軽トラが裏のほうに入るのは見えました。だけど、そこに大型のレッカーが入るかは確認取ってありません。

事務局 すみません、ちょっとよろしいですか。私もちょっと現地で話をさせてもらったんですけど、そのときに聞いたのは、この家の進入路からではなくて、裏手のほうから、ちょっと使わせてもらって侵入するというようなことを聞いたように記憶しておりますので、もし仮にそこが農地である場合は、一時転用の届出なりが必要になると思いますので、またそのときに、皆さんにご相談させていただくかもしれませんが、家の、この図面でいきますと 3 ページの色が塗ってあるところの西側のほうからというようなことを聞いた記憶があります。よろしいでしょうか。

農委 7 番委員 はい。わかりました。

議長 その辺の対応はきちんとすると。農委 7 番委員さん、その時点になったら、きちんと許可をとって、処置をするということだそうですので、それでよろしいでしょうか。

農委 7 番委員 はい。

議長 他に質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

---

議長 議案第 3 号、非農地証明願について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号、非農地証明願について。下記証明願について議決を求めます。

番号 3 番、20 年以上耕作しておらず、住宅の敷地の一部、つまり庭の一部として利用していると伺っております。場所につきましては、裏面の 8 ページに位置図を載せております。◎◎◎◎の入口付近になります。以上です。

議長 現地確認を、推委 6 番さん、よろしくをお願いいたします。

推委 6 番委員 同じく、現地確認に行きました。

庭がついてあって、その周りはずっと石垣で囲いがしてあります。石垣も畑

地の部分じゃないかなと思われます。今は庭になっておりまして、書いてありますように20年以上耕作してないというのが見られました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これについて、何かご質問ありますでしょうか。

農委2番委員 はい。

議長 はい、農委2番委員さん。

農委2番委員 これ、20年以上耕作しておられんって書いてあるんですけど、20年も投げとって、今頃、改めて証明願が出とるんですけども、今まで全然なかったですか。これについては。

議長 事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。只今のご質問でございますが、事務局のほう聞いてますのは、処分をしたいということで、農地の処分が今のままではできませんので、非農地証明願が出たということでございます。これは実際、現地のほうも農地でなくなっているということでございます。

農委2番委員 それはわかるんですけど、今まで20年間も耕作放棄地になっとったわけですよ。それを、非農地として認めて欲しいなっていう申請ですよ。違いの、私の考え違い。

事務局 すみません。耕作放棄地ではなくて、もう20年以上前から庭として使っているということでございます。実際には、これ農地パトロールとかで、その都度きちんと見ておれば、当時になると、庭に転用されれば違反転用ということになってしまふんですけども、それが20年間、20年間以上わからなかったということでございまして、非農地証明願で農地でなくすということでございます。

農委2番委員 はい、わかりました。

議長 これからちょこちょこそういうことが出てくるかなとは思ふんで、この前も大分チェックして調べて、パトロールで細かいところまでチェックしたはずなのに、落ちとったということで、本人のほうから出たわけですか、これは。

事務局 そうですね。

議長 こういうことが、昔なんて話をするといけんけども、始末書を書かせて「今後こういうことをいたしません」というようなことをしとったけど、今はすんなりと認めとるとというのが現状でして、今後ともどうするかっていうのもきちんとすべきことは、しとかないけんなということを感じておりますが。

そういうことで事務局さん、いいですな。

事務局 はい。

議長 理解してもらえましてでしょうか。

農委2番委員 はい。

議長 なるべくなら、細目にチェックをして、農地が宅地になったり、道路になったりとしている部分というのがあって、それをチェックをしてですね、整理していかなと、農地のちょびちょびが残とるとということになるんで、地域の

方は、ちょっと何なりあれば、チェックをしていくというかたちで協力のほど  
よろしく願いいたします。

賛成の方は、挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利  
用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第  
1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)  
事務局からの説明は以上です。

議長 今、説明ございましたが、何かご質問ありますでしょうか。

ないようですので、番号407番、番号409番、番号411番を除いて、  
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 番号407番の農委3番委員さん(議事参与の制限のため)出てください。

(農委3番委員、退室)

これについて、何かご質問ありますでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認しました。

(農委3番委員、入室)

番号409番、推委11番委員さん(議事参与の制限のため)出てやってく  
ださい。

(推委11番委員、退室)

何かご質問ありますでしょうか。

ないということですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委11番委員、入室)

番号411番、推委15番委員さん(議事参与の制限のため)出てやってく  
ださい。

(推委15番委員、退室)

これについて、何かご質問ありますでしょうか。



ないということですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委15番委員、入室)

---

議長 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上です。

議長 事務局から、ご説明ございました。  
番号の10番を除いて、何かご質問があれば。  
ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(挙手全員)

全員賛成でございますので、承認しました。

議長 番号10番、推委7番委員さん(議事参与の制限のため)出てやってください。

(推委7番委員、退室)

番号10番について、何かご質問ありませんでしょうか。  
ないということですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委7番委員、入室)

---

議長 議案第6号については、事務局のほうがちよっとご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局 議案の37ページ目でございますが、ちよっと飛びまして、すみません。一番最後のページでございます。

議案第6号、大山町農業委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定について。大山町農業委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則を次のように定めたいので議決を求めます。ということで下半分のほうが、規則の案でございます。

大山町農業委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則。大山町農業委員会またはその補助機関に提出する申請、届出等の書類の押印の省略等に関し必要な事項については、大山町に提出する書類の押印の省略等に関する規則

(令和3年大山町規則第24号)の例による。附則、この規則は、令和4年6月1日から施行する。ということでございまして、国のほうで、押印省略ということで進めておりまして、町のほうも今日お配りしました別紙になりますけれども、大山町に提出する書類の押印の省略等に関する規則、令和3年11月22日、規則第24号ということで、附則にも書いてありますけれども、今年の1月1日から施行されております。これの例によって、農業委員会も押印の省略ができるという規則でございます。今日お配りしました資料に書いてありますとおり、読み上げますと、目的のところでは第1条、この規則は、町長又はその補助機関に提出する申請、届出等の書類について、押印を省略し、及び記名をもって署名に変わることができるようにすることにより、書類の提出手続の簡素化を図り、もって書類提出者の負担を軽減することを目的とする。ということで第2条、押印の省略ですが、町長又はその補助機関に提出する書類であって、規則その他の規程により提出者の押印又は署名を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、印鑑又は署名の照合を必要とする場合を除き、提出者の押印を省略し、及び記名をもって署名に代えることができるとする規則でございます。

これに準じまして、農業委員会も規則を今日提案をさせていただきますけれども、具体的には、例えば3条ですとか4条5条の許可申請、これの押印が省略できるということになります。それから利用権設定ですとか、利用権設定の合意解約ですとか、これにつきましては、双方の合意に基づいて行われるものですので、今のところ省略することにはなっておりませんで、これ今ちょっと県のほうが検討中でございますが、当面、利用権設定については今までどおりということになります。議案第6号につきましては、以上でございます。

議長 議案第6号について、何かご質問があれば。

農委4番委員 はい。

議長 農委4番委員さん、よろしく申し上げます。

農委4番委員 4番です。町のほうの規則に基づいて、農業委員会もやるということですが、町の規則の中で、記名をもって署名に変わるという意味合いは、名前が印刷、活字等で印刷してあったものでも、それを署名とみなすというふうにとればいいということですよ。あくまで自署での署名でなくて、印刷でもいいという意味合いですね。

議長 事務局、ご説明をお願いします。

事務局 はい、失礼します。農委4番委員のご質問のとおりでございまして、署名ではなくて、記名でいいということに、それで署名も省略できるという意味合いでございます。

農委4番委員 わかりました。

議長 他に何かございませんでしょうか。

(農委13番委員、挙手)

はい、農委13番委員さん。

農委13番委員 はい。確認ですけど、欠席届、農業委員会の定例委員会の欠席届にも適用されるのでしょうか。

事務局 はい、失礼します。只今のご質問でございますが、欠席届にも適用されるということになります。以上でございます。

議長 農委13番委員さん、了解できましたでしょうか。

農委13番委員 はい。

議長 議案第6号について、もうこれでいいでしょうか。まんだ質問があれば。  
(推委7番委員、挙手)

はい。推委7番委員さん。

推委7番委員 先ほどの説明で、印刷でも記名扱いにするっていうことなんですよ。3条だろうが何だろうが。でも、利用権設定は双方の合意だから駄目っていうのが、ちょっと意味がわからないんですけど。それだったら、利用権設定もオッケーなんじゃないのって思っちゃうんですけど。なぜそれが駄目で、3条とかの申請は、署名じゃなくて記名でもオッケーなのかっていうのがわからないんですが。

議長 事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。利用権設定につきましては、駄目とかではなくてですね、今、検討中でございます。先日も県のほうに確認したんですけども、去年から確認をしているところですが、ずっと検討中という回答しか返ってきません。来年度、もしかしたら国のほうが今考えてます制度改正によっては、全て、相對の貸し借りではなくて、今後、中間管理機構を通じた貸し借りになるというようなことを、今、国は考えてますので。

推委7番委員 いや、それはわかってるんですが。

事務局 それに合わせて、検討していくという回答でありました。

推委7番委員 いや、3条とかってね、贈与とか売買なのに、記名のみでいいってことで、申請が。

事務局 はい、そうです。

推委7番委員 わかりました。

事務局 利用権設定については、ちょっとまだどうするのかっていうことが、決まっていないう段階でございます。

推委7番委員 だから、これが自署の署名であるとか、例えば記名押印、どちらかというのだったら納得いくっていうかわかりやすいんですけど、3条とかの申請に対しても、記名で印刷物で勝手に出せるっていう表現にもなっちゃうような気がするんですけど。その辺の心配はないのでしょうか。勝手に出されたら、偽造行為なんで犯罪ですけど、やろうと思えばできるってことですよ。その辺が心配なんで、聞いてみただけです。利用権設定は双方の合意ということなんで納得はしているんですが。

事務局 はい、すみません。基本的な考え方としまして、この押印省略については、例えば実印がいるような契約ですとか、印鑑証明がいるような、そういったも

のを除いては省略できるということになりますので、先ほどおっしゃったように、第三者がなりすまして申請が出てくれば、それが事務局でわからなければ、そのまま受理をしてしまうというようなことが起こり得るというふうに考えております。元々、その印鑑で印鑑証明をとって実印で確認することになっておりませんでしたので、ちょっと何って言うていいのかちょっと難しいんですけども、そういったもの以外はもう全て省略できるということで、押してあっても全然問題ないんですけども、今おっしゃったようなことが起こりうる可能性はあると思います。

推委7番委員 わかりました、はい。

議長 他に質問。

(推委10番委員、挙手)

はい。推委10番委員さん。

推委10番委員 すみません。10番です。3条、5条の申請は、当該者に確認は事務局とられますかね。

事務局 実際の事務として、持って来られるのは二人で持って来られるケースが殆ど無いので、場合によっては、片方の方しか確認はとれない、これまでもすね。先ほどの繰り返しになるようですけども、認印でこれまでもできてますので、言い方がちょっとあれかもしれんですけど、今までも、もしかしたら、そういうことはしようかと思えばできていると、認印でいいですので。あくまでも簡素化ということで、事務の。申請者それから事務局のということで、これについては申請者についてですけども、負担軽減ということで押印省略できるということでございます。

推委10番委員 いずれにしましても、農業委員会で3条、5条を審議して通過し、手続きされるときには、必ずね、きちんと法務局に出したりする正式な実印等が必要になるので、その辺は大丈夫なんだろうと私は思います。

議長 他に何かご質問ありますでしょうか。

ないようですので、議案第6号については、承認されますでしょうか。承認されます方は、挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたします。

---

議長 続きまして、似通った議案でございますが、議案第7号についても、事務局、ご説明をお願いいたします。

37ページに続けてありますので、そこを見てください。それから一枚ものの紙にも、裏表ありますのでそのぶんを見ておいてやってください。

事務局 はい、失礼します。同じく37ページの右側の議案第7号でございます。

大山町農業委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則の制定について。大山町農業委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則を次のように定めたいので議決を求めます。

大山町農業委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則。繰り返しになりますけど、大山町農業委員会またはその補助機関が書面により施行する文書の公印の押印の省略等に関し必要な事項については、大山町が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則（令和3年大山町規則第25号）の例による。附則、この規則は、令和4年6月1日から施行する、ということでございます。

別途お配りしております、先ほどの裏のほうになりますけども、大山町が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則、令和3年11月22日、規則第25号、こちらは大山町のほうが、今年の1月1日に施行した規則でございます。これの例によって、農業委員会も公印の押印の省略等ができるという規則でございます。ここに書いてありますと読みますと、まず第1条、目的、この規則は、町長又はその補助機関が書面により施行する文書について、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷することとすることにより、書面による文書の施行手続の簡素化を図り、もって行政運営の効率化に資することを目的とする。第2条、公印の押印の省略等、町長又はその補助機関が書面により施行する文書であって、規則その他の規程により公印の押印を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、相手方が特に公印の押印を求める場合を除き、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷して施行するものとする。ということございまして、先ほどは申請者のほうの押印の省略でございましたが、この第7号のほうでは、農業委員会が施行する文書の公印の押印の省略ということで、具体的には先ほどありましたが、3条4条5条の許可証が原則省略できると。それから委員の皆さんに会議の通知なりを、今、公印を押印してますけども、それも省略できると。それから、耕作証明書なんかも省略できるということになる規則の提案でございます。以上でございます。

議長

第7号について、何かご質問があれば。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

（全員挙手）

はい。全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長

報告事項についてですが、報告事項については書類を見ておいてやってください。

その他でございますが、次の定例会の日程についてご相談いたします。

6月の10日、金曜日、午後3時から中山環境改善センターで行いますが、これについて何か。よければ、どうでしょうか。

6月10日、午後3時から中山環境改善センターですということ決定いたしました。

その他で何かありますでしょうか。

（農委13番委員、挙手）

農委13番委員さん。

農委13番委員 【その他】

- ・水田の直接支払交付金について。

議長 何か他になれば、5月の定例農業委員会を終了したいと思います。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 高虫 秀樹

議事録署名委員 山下 一郎

: 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しています。